

令和 3 年第 9 回栗山町議会臨時会会議録

令和 3 年 1 1 月 2 6 日 午前 9 時 3 0 分開会

1、出席議員は次のとおりである。

1 番	藤	本	光	行	君
2 番	大	西	勝	博	君
3 番	友	成	克	司	君
4 番	佐	藤	則	男	君
5 番	土	井	道	子	君
6 番	佐	藤		功	君
7 番	千	葉	清	己	君
8 番	三	田	源	幸	君
9 番	齊	藤	義	崇	君
1 0 番	置	田	武	司	君
1 1 番	鈴	木	千	逸	君
1 2 番	鵜	川	和	彦	君

2、欠席議員は次のとおりである。

3、本会議に出席従事した職員は次のとおりである。

事 務 局 長	小	南	治	朗
事務局主幹	中	野	真	里

4、地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定による説明員は次のとおりである。

町	長	佐々木	学	君
副 町 長	三	浦	匠	君
総務課長兼選挙管理委員会書記長兼 新型コロナウイルス対策室長	中	野	和	広 君
栗山赤十字病院改築準備室長兼 新型コロナウイルス対策室主幹	高	野 瀬	大	和 君
まちづくり総括兼経営企画課長	橋	場	謙	吾 君
住民保健課健康推進担当主幹兼 新型コロナウイルス対策室主幹	笹	木	真 由	美 君
福祉総括兼福祉課長	森		英	幸 君
福祉課福祉・子育て担当主幹	橋	元	幸	士 君
建設総括兼建設課長	片	山	伸	治 君
産業総括兼産業振興課長	高	間	嘉	之 君

教 育 長 吉 田 政 和 君
教育総括兼学校教育課長 秦 野 加 寿 彦 君

5、本会議の付議事件は次のとおりである。

会議録署名議員の指名

会期の決定

諸般の報告

①会務報告

②監査報告

議案第 7 2 号 令和 3 年度栗山町一般会計補正予算（第 6 号）

議案第 6 8 号 栗山町議会基本条例の一部を改正する条例

議案第 6 9 号 栗山町議会定例会条例の一部を改正する条例

議案第 7 0 号 栗山町議会会議規則の一部を改正する規則

議案第 7 1 号 栗山町議会委員会条例の一部を改正する条例

（以上 4 件議会運営委員会審査報告）

議案第 7 3 号 町長専決処分事項についての一部改正

◎開会の宣告

○議長（鵜川和彦君） 議員の出欠状況につきましては、事務局長報告のとおり定足数に達しておりますので、ただいまから令和 3 年第 9 回栗山町議会臨時会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（鵜川和彦君） 直ちに本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（鵜川和彦君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、3 番、友成議員、4 番、佐藤則男議員のご両名を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（鵜川和彦君） 日程第 2、会期の決定を議題に供します。

お諮りいたします。会期につきましては、本日 1 日でよろしいのではないかと思います。会期を本日 1 日とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鵜川和彦君） ないようですので、会期は本日 1 日と決定をいたします。

◎諸般の報告

○議長（鵜川和彦君） 日程第 3、諸般の報告に入ります。会務報告につきましては事務局長に報告させます。

事務局長。

○議会事務局長（小南治朗君） 本会議の議件は、議事日程のとおり、議案第 7 2 号 令和 3 年度栗山町一般会計補正予算（第 6 号）、ほか 5 件であります。

地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定による説明員は、町長及び町長の委任を受けた副町長、総括、各課所長並びに教育委員会教育長及び同教育長の委任を受けた総括、課長、事務局長、農業委員会長の委任を受けた事務局長、選挙管理委員会委

員長の委任を受けた書記長であります。

さきの臨時会報告後の会務につきましては、別紙プリントのとおりであります。

◎監査報告

○議長（鵜川和彦君） 次に監査報告をいたします。

例月出納検査の報告ですが、お手元に配付の写しのとおりでありますので、ご覧いただきたいと存じます。

◎議案第 7 2 号

○議長（鵜川和彦君） 日程第 4、議案第 7 2 号 令和 3 年度 栗山町一般会計補正予算（第 6 号）について議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 佐々木 学君登壇〕

○町長（佐々木学君） 議案第 7 2 号 令和 3 年度栗山町一般会計補正予算（第 6 号）の提案理由をご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 9, 5 6 5 万 6 千円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ 9 6 億 4, 4 8 0 万円とするものであります。

補正の内容は、2 款総務費におきまして子育て世帯臨時特別給付金等に係る補正であります。

それでは、事項別明細についてご説明申し上げます。

4 ページをお開きください。

まず、歳出であります。2 款 1 項 2 3 目新型コロナウイルス感染症対策費の 7, 4 4 4 万 3 千円の補正は、子育て世帯を対象とする臨時特別給付金給付事業に係るものでありますが、国からの臨時特別的な給付措置として、児童手当の受給者等を対象に 1 人 5 万円を給付するもので、内訳につきましては、3 節職員手当等で、時間外手当 6 0 万円、1 0 節需用費で、事務用消耗品費 1 3 万 9 千円の追加、案内発送用封筒に係る印刷製本費 8 万 1 千円の追加、1 1 節役務費で、案内発送等に係る郵便料 1 8 万 8 千円の追加、口座振替納付取扱手数料 1 1 万円の追加、1 2 節委託料で、子育て世帯臨時特別給付金システム構築 8 2 万 5 千円、1 9 節扶助費で、子育て世帯臨時特別給付金 7, 2 5 0 万円をそれぞれ計上するもので、全額国庫補助金を受けて実施するものであります。

なお、本給付事業につきましては 1 2 月 8 日より案内を開始し、児童手当の受給者につきましては、最短で 1 2 月 2 8 日から給付を予定するものであります。

2 4 目新型コロナウイルスワクチン接種事業費の 2, 1 2 1 万 3 千円の補正は、

新型コロナウイルスワクチン接種事業に係るもので、内訳につきましては、10節需用費で、事務用消耗品費41万3千円の追加、11節役務費で、3回目ワクチン接種の接種券発送に係る郵便料65万8千円の追加、12節委託料で、接種券の作成及び封緘業務等106万円の追加、1回目及び2回目接種の休日・時間外に係る各医療機関でのワクチン接種業務1,727万8千円の追加、ワクチン接種履歴の管理に係る健康管理システム改修180万4千円をそれぞれ計上するもので、全額国庫負担金等を受けて実施するものであります。

3ページをお開きください。

次に、歳入であります、15款1項2目1節保健衛生費負担金の1,727万8千円の補正は、歳出2款でご説明いたしましたワクチン接種委託に係る国庫負担金の追加であります。

2項2目2節児童福祉費補助金の7,444万3千円の補正は、歳出2款でご説明いたしました、子育て世帯臨時特別給付金給付事業に係る国庫補助金であります。

3目1節保健衛生費補助金の393万5千円の補正は、歳出2款でご説明いたしました、新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る国庫補助金の追加であります。

以上、提案理由といたしますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（鵜川和彦君） 提案理由の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑ありませんか。

千葉議員。

○7番（千葉清己君） 恐縮ですけれども、今回の議案にない問題についてちょっと伺いたします。人事院勧告ですけれども、通常12月1日基準日ということで、今臨時会に提案されるものだと思っていたのですけれども、国の状況がこの経済状況を勘案して、来年の6月で減額するというような対応になったと思います。

それで、各自治体も対応がバラバラになってしまって、今回で提案する市町村だとか、来年の6月とか、バラバラになったのですけど、今回これが載っていないということは、令和4年度の一般会計の当初予算で計上されるということで考えてよろしいでしょうか。

○議長（鵜川和彦君） 千葉議員、今、質疑の時間ですので、それ、関係ないことですから、別な機会をお願いします。

ほかにございますか。

佐藤議員。

○6番（佐藤功君） 4ページの2款の24の新型コロナウイルスワクチンの接種についてですけれども、昨日、まちづくり懇談会で聞いたのですけれども、3回目

のワクチン接種に関して、1回目が結構65歳以上の人のところが混乱したのでコールセンターっていう話、昨日でたんですけれども、それは委託料かなんかのほうに入られるのかどうか、ちょっとそのあたりのところがわからないので、教えてください。

○議長（鵜川和彦君） 答弁に入ります。総務課長。

○総務課長（中野和広君） 佐藤功議員、4ページ、2款1項24目の関係で3回目の接種に係る委託料ということでのお尋ねですけれども、この補正予算では、接種券の発送のみをお願いしておりまして、コールセンター等に係る委託業務につきましては、12月定例会での補正予算で一括補正をお願いする予定となっております。以上です。

○議長（鵜川和彦君） ほかにございますか。9番齊藤議員。

○9番（齊藤義崇君） 4ページの歳出の2の1の23の時間外についてでございます。この令和元年、令和2年、みているとこの頃の補正でだいたい累積で職員手当の内訳が4千万円を超えるぐらいにいつも通年になっていたかと思うのですけれども、かなり仕事も多くて、いろいろな意味でコロナの対策もやっている期間なので、十分手当されているのか、執行されているのかって確認をしておきたいです。多分、皆さんの頭に入っている4千万円ちょっとが、今の時期なのだけでも、3千6百何某。この関連質問として、時間外、今回総務の方で60万円としておりますけれども、合計を見ても5ページの職員手当の時間外内訳が3千6百万円にまだとどまっているので、多く出せといっている意味ではないですけれども、十分足りているのかどうなのかっていう確認をしておきたいです。

○議長（鵜川和彦君） 答弁に入ります。総務課長。

○総務課長（中野和広君） 齊藤議員4ページ、時間外手当の補正ということで、今回補正をお願いしてますのは、臨時給付金の業務に係る時間外手当60万円、補正をお願いしております。

職員全体の時間外手当は十分執行されておまして、この後12月補正の中で必要額の補正をお願いする予定となっております。額としては、例年よりも少ない額の補正をお願いする予定としております。以上です。

○議長（鵜川和彦君） 齊藤議員。

○9番（齊藤義崇君） 回答は必要ないですけど、ちょっと期中に欠員もあったし、様々業務も重なっていたり、我々議会のほうも新たな提案をして、多分総務、特に経営企画等もですね、仕事も重なるかなと思うので、十分必要があれば暫時補正をするという理由がたつのではないかなと思っていますので、よろしくお願いします。

○議長（鵜川和彦君） 答弁はいらないね。

〔「はい。いいです」と言う人あり〕

○議長（鵜川和彦君） ほかにございますか。千葉議員。

○7番（千葉清己君） すいません。それでは、歳出、2款1項23目3節の職員手当について伺います。

質問の趣旨は先ほどと同じことで、今回、職員の手当の減額が計上されていないということについて、どういう対応になるのかということをお伺いします。

○議長（鵜川和彦君） 答弁に入ります。総務課長。

○総務課長（中野和広君） 千葉議員、4ページ、2款1項23目3節職員手当等ということで、お尋ねの件ですけれども、例年であれば人勧に基づく、今回であれば、手当の削減というのが11月臨時会のほうでお願いしていたところですが、国の地方公務員法の改正が済んでおりませんで、それに基づきまして12月の手当につきましては、そのまま支給というかたちになっております。現状、来年6月の手当でその差額を調整する手続きに入っております、千葉議員お尋ねの給与条例の改正につきましては、来年3月定例会で条例提案をお願いする予定となっております。以上です。

○議長（鵜川和彦君） 千葉議員。

○7番（千葉清己君） 組合との協議は終わっていますか。

○議長（鵜川和彦君） 答弁に入ります。総務課長。

○総務課長（中野和広君） 組合との協議は、今週行っております。

○議長（鵜川和彦君） 千葉議員。

○7番（千葉清己君） まだ、確認はしていないということで、終わったということですか。協議が。

○議長（鵜川和彦君） 答弁に入ります。総務課長。

○総務課長（中野和広君） 確認ということですが、今週、組合のほうの執行委員長、給対部長と協議いたしまして、確認書のほうも作成しております。以上です。

○議長（鵜川和彦君） ほかにございますか。土井議員。

○5番（土井道子君） 児童手当のことなのですが、この資料によりますと12月8日から順次発送して最短支給が12月28日を予定しているということなのですが、12月28日に入ったとして、12月31日まで銀行が、31日金曜日ですから出せると思うんですけれども、これ、もう少し早くしないとやはり年末とかに、子供さんたちを抱えている人たちにとっては、ちょっと厳しいのではないかなと予測するんですけれども、そのことについていかがでしょうか。

○議長（鵜川和彦君） 答弁に入ります。福祉課長。

○福祉総括兼福祉課長（森英幸君） 土井議員ご質問の2款1項23目19節扶助費に係ります子育て世代臨時特別給付金の支給時期の関係でございます。

これから、いろいろ事務手続きを進めていくことになりまして、児童手当受給者への支給が一番早いのかなというふうに思っております。児童手当の受給者に

つきましては、申請行為がなく、こちらのほうからご案内を差し上げ、そして万が一、いらないわという方がいたら、連絡をいただくというかたちになります。辞退届というかたちになりますけれども、その期間を考慮し、また、児童手当受給者合計で971人と見込んでおりますけれども、それ以外の支給事務を考慮すると、やはり最短で12月28日なのかなというふうに思っております。なんとか、年内支給に向けて事務手続きを進めた結果、想定されるのが12月28日ということで、その前になるとなかなか難しいのかなと思っているところでございます。

また、銀行につきましては、12月30日まで開いているということでございますから、支給された日からすぐおろすことも可能なかなということで、年内に支給したいなと思っておりますので、ご理解願いたいと思います。

○議長（鵜川和彦君） ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鵜川和彦君） ないようですので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鵜川和彦君） ご異議がないようですので、質疑を打ち切ります。討論に入ります。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鵜川和彦君） ないようですので、討論を打ち切ります。

お諮りいたします。議案第72号 令和3年度栗山町一般会計補正予算（第6号）について原案に賛成のみなさんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜川和彦君） 全員起立。よって、議案第72号は原案どおり決定をいたしました。

◎議案第68号から議案第71号

○議長（鵜川和彦君） ここでお諮りをいたします。日程第5、議案第68号 栗山町議会基本条例の一部を改正する条例、日程第6、議案第69号 栗山町議会定例会条例の一部を改正する条例、日程第7、議案第70号 栗山町議会会議規則の一部を改正する規則、日程第8、議案第71号 栗山町議会委員会条例の一部を改正する条例、以上4議案を一括議題に供したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鵜川和彦君） これら4件については、令和3年第8回議会臨時会において、議会運営委員会に付託し、審査をお願いしていたところでありますが、審査が終了した旨の報告が、議長のもとにきておりますので、これより委員長から一括し

て報告をしていただきます。

議会運営委員会委員長三田議員。

〔議会運営委員長 三田源幸君登壇〕

○議会運営委員長（三田源幸君） 委員会審査報告書。朗読をもって報告にかえさせていただきます。

令和３年第８回栗山町議会臨時会において、本委員会に付託を受けた事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、栗山町議会会議規則第７７条の規定により報告します。

記。

１、件名。議案第６８号 栗山町議会基本条例の一部を改正する条例。議案第６９号 栗山町議会定例会条例の一部を改正する条例。議案第７０号 栗山町議会会議規則の一部を改正する規則。議案第７１号 栗山町議会委員会条例の一部を改正する条例。

２、付託年月日。令和３年１０月１５日。

３、審査年月日は下記のとおりでございます。

４、審査の概要。付託議件審査では、以下のとおり意見を聴取しました。

①議会サポーターの学識経験者による参考人招致をして意見聴取を行った。特に、政策サイクルを意識した、追跡、答弁のその後の説明、委員会代表質問、住民との懇談からの質問等を議会力強化に位置付けることを目標すべきとの意見があった。

②議会モニターとの意見交換を行った。

③パブリックコメントを１１月１日から１０日まで行ない、特に議会運営の大きな改革であるので、３会場で３日間にわたり直接趣旨説明を行い、意見を伺った。通年議会については早期に議案に対応できる機動力の強化には理解が得られました。

しかし議員としての活動時間が増える事による議員のなり手不足への懸念、職員の議会対応の時間が増え町民サービスが低下しないかなどの問題点が出されました。

文書質問、代表質問についても理解が得られましたが、質問内容及び答弁内容は常に町民に公表してほしい等の要望があった。

今回の付託議件審査では、この改正は議会の機能強化を目的に主体的かつ機動的な議会活動が行えることを目的であることは委員全員認識しており、全会一致の賛成となった。

しかし問題点も提起されており議会として、その一つひとつを解消しながら、町民に信頼され、町民と共に歩む議会を目指して行く。

５、結果。原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。以上でございます。

○議長（鶴川和彦君） 審査報告が終わりましたので、ただいまから一括質疑に入

ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鵜川和彦君） ないようですので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鵜川和彦君） それでは質疑を打ち切ります。討論、採決については、1件ずつ進めてまいります。

議案第68号 栗山町議会基本条例の一部を改正する条例について、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鵜川和彦君） ないようですので、討論を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鵜川和彦君） ご異議がないようですので、討論を打ち切ります。

お諮りいたします。議案第68号 栗山町議会基本条例の一部を改正する条例について、委員長報告は可決であります。委員長報告どおり、決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜川和彦君） 全員起立。よって、議案第68号は委員長報告どおり決定をいたしました。

次に、議案第69号 栗山町議会定例会条例の一部を改正する条例について、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鵜川和彦君） ないようですので、討論を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鵜川和彦君） ご異議がないようですので、討論を打ち切ります。

お諮りいたします。議案第69号 栗山町議会定例会条例の一部を改正する条例について、委員長報告は可決であります。

委員長報告どおり、決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜川和彦君） 全員起立。よって、議案第69号は、委員長報告どおり決定をいたしました。

次に議案第70号 栗山町議会会議規則の一部を改正する規則について、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鵜川和彦君） ないようですので、討論を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鵜川和彦君） ご異議がないようですので、討論を打ち切ります。

お諮りいたします。議案第 70 号 栗山町議会会議規則の一部を改正する規則について、委員長報告は可決であります。

委員長報告どおり、決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜川和彦君） 全員起立。よって、議案第 70 号は、委員長報告どおり決定をいたしました。

次に、議案第 71 号 栗山町議会委員会条例の一部を改正する条例について、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鵜川和彦君） ないようですので、討論を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鵜川和彦君） ご異議がないようですので、討論を打ち切ります。

お諮りいたします。議案第 71 号 栗山町議会委員会条例の一部を改正する条例について、委員長報告は可決であります。

委員長報告どおり、決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜川和彦君） 全員起立。よって、第 71 号は、委員長報告どおり決定いたしました。

◎議案第 73 号

○議長（鵜川和彦君） 日程第 9、議案第 73 号 町長専決処分事項についての一部改正について議題に供します。提案理由の説明を求めます。

8 番三田議員。

〔8 番 三田源幸君登壇〕

○8 番（三田源幸君） 議案第 73 号 町長専決処分事項についての一部を改正する改正案について提案理由をご説明申し上げます。

本案の提出者は、私三田源幸、賛成議員は齊藤義崇議員であります。

今回の改正は、議会の機能強化を目的として導入しました通年議会の運用開始に際し、町長の専決処分事項についても見直しが必要なことから、改正案について提案するものであります。

それでは、改正内容についてご説明いたします。

第５号は、衆議院等の解散があった場合、また、本議会議員に欠員が生じた場合においても、短期間での選挙執行が求められる場合もあることから、選挙執行に係る予算の補正について規定するものであります。

第６号は、自然災害の発生や突発的な事故に伴う維持補修など町民の安全確保並びに生活基盤の維持のため緊急的な事業実施が行えるように予算の補正について規定するものであります。

第７号、第８号、第９号は、会計年度末である３月末日時点における町税、地方交付税等の歳入及び事業費の確定に伴う起債額の増減及び財源調整等によって、より確実な財源の確保と効率的な財政運営を行なえるよう各予算の補正について規定をするものであります。

第１０号は、地方税法等の改正について例年、年度の末日に交付、翌年度４月１日施行となることから、これに伴う税条例等の改正についても、法律と同日で直ちに施行が必要なものであることから、条例の改正について規定をするものであります。

以上、提案理由といたしますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（鶴川和彦君） 提案理由の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鶴川和彦君） ないようですので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鶴川和彦君） それでは、質疑を打ち切ります。

討論に入ります。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鶴川和彦君） それでは、討論を打ち切ります。

お諮りいたします。議案第７３号 町長専決処分事項についての一部改正について、原案に賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鶴川和彦君） 全員起立。よって、議案第７３号は、原案どおり決定をいたしました。

◎閉会の宣言

○議長（鵜川和彦君） 以上で提案された案件の審議が終了いたしましたので、閉会したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鵜川和彦君） ご異議がないようですので、これをもちまして、令和３年第９回栗山町議会臨時会を閉会いたします。

閉会 午前１０時０４分